

別表 1

地域福祉推進活動支援助成事業一覧

実施主体：社会福祉法人 西原町社会福祉協議会

	1. 地域福祉推進会設置事業	2. 福祉マップづくり事業	3. 相談窓口設置事業	4. 見守り隊活動事業	5. わんぱく広場事業	6. 助っ人事業	7. 地域創造事業
目的	地域の福祉活動について話し合える体制をつくり、地域住民の福祉ニーズや一人ひとりの諸課題を提起し、誰もが住みやすい地域づくりに役立てることを目的とする。 事業を円滑に推進するため、「〇〇区福祉推進会」を設置し、地域の福祉課題等について年 4 回以上会議を行う。また、右記事業を行うことができる。	地域の支援や見守りを必要とする方々の存在を把握することを目的として福祉マップづくりを行う。身近な地域全体で見守り体制づくりを行い、相互扶助を形成する。	地域における様々な相談事を身近なところで受け止め、誰もが安心して暮らしていけるような地域でのつながり、支え合い体制を構築し、社会的孤立の解消と防止を目的とする。	地域の福祉マップ作成により支援を必要とする方々を見守る体制を整え、異変にいち早く気づけるようにする。また住民の意識向上、相互扶助形成の為、各種講座を実施する。	児童を中心とした各年齢層が一堂に集い幼少期から地域活動等を通し、子供たちが健やかに育つ環境づくりを行い、温かい人間関係を育むとともに、地域結束力と活性化を図る。	近隣に身内等もなく、かつ、経済的にも厳しく、屋敷内の環境整備で困っている世帯を旧盆・正月前等に支援する。団体・関係機関等と連携を図り、個々の支援体制を確立する。	地域の特性を生かした地域独自の取り組み、地域住民の主體的な福祉活動を支援することを目的とし、更なる地域福祉の発展を期待する。
事業内容	<p>★役割…地域福祉推進会は、地域の福祉活動や福祉諸課題について話し合いを行い、右記事業を企画・実施する。</p> <p>★役員・委員…地域福祉推進会の委員は、次の者をもって構成する(①自治会長②民生委員児童委員③高齢者代表④子ども育成者代表⑤その他、福祉活動に関心のある者)。任期は1年とし再任を妨げない。また委員の互選により会長、副会長を置く。但し、助成金の申請は自治会長によるものとする(会長は、会を代表し推進会の会務を取りまとめ、副会長は、会長を補佐し会長に事故のある時はその職務を代行する)。</p> <p>★守秘義務…推進会で知り得た個人情報の内容を必要以外に他人に漏らしたり、又は不当な目的に使用してはならない。また、委員を退いても同様とする。</p> <p>※活動への支援…町社協は、地域で抱える福祉問題の解決に向けて取り組む地域福祉推進事業を促進するため、地域福祉推進会の主体性を尊重しながら事業の企画・実践活動等について助言する。また、困難なケースが出た場合には推進会、社協、関係機関等と連携し、ケースの検討を行う。</p>	<p>・地域の地図に高齢者、障がい者、その他気になる世帯などを色付けし、その存在を地域福祉推進委員が把握し、日頃の見守り活動へつなげる。</p> <p>・要援護者台帳を作成し、地域での助け合い活動や災害時の避難等に役立てる。</p> 	<p>・地域相談窓口を自治会に設置する。</p> <p>・相談員2名を配置する。※相談員は、住民に身近な地域の公民館等において住民からの相談に応じ、課題解決に向けた必要な助言・支援、関係機関との連携対応を行う。</p> 	<p>・地域における「見守り隊」の組織化</p> <p>・地域の見守り活動の取り組み(週1回以上)</p> <p>・地域における見守りに関連する講座の開催(認知症サポーター養成講座、消費生活講座等)</p>  	<p>・手工芸、民謡、玩具作り、軽スポーツ、レクリエーション、昔の遊び等を取り入れ三世代交流等の交流を図る。</p> <p>・対象者は、幼児(5歳)～小学校6年生まで。ただし、地域が特に必要と認める者はその限りではない。</p>  	<p>・対象世帯…近隣に身内等もなく、経済的理由で業者委託が困難な世帯(一人高齢者世帯、虚弱高齢者夫婦世帯、障がい者世帯等)</p> <p>・屋敷内の環境整備で困っている世帯の庭の草刈、軽微な作業。</p> <p>・草刈り用具等については社協で貸出。廃棄処分費については、原則個人負担。</p> <p>・社協の地区支援担当職員を中心に町内外福祉団体・関係機関等の施設ボランティアと連携を図る。</p> <p>※地域ボランティアのみで実施する場合は実施3日前迄に、施設ボランティアの派遣要請する場合は1か月前迄に(様式 6-1)を提出。 ※社協負担でボランティア行事用保険に加入。補償は保険の範囲とする。</p> 	<p>・地域住民による創意工夫をこらした取り組みであって、特に活動内容が地域ボランティア育成や支え合い活動等の活動促進、地域の福祉力向上が期待されるもの。</p> <p>※福祉活動の計画書(様式 7-1)を提出。</p> 
申請	毎年5月末までに助成金申請書(様式 1-1)、活動計画書(様式 1-2)、推進委員名簿(様式 1-3)を提出	左記地域福祉推進会設置事業の助成金申請書(様式 1-1)にて同時に申請を行う。					
実施	年4回以上	年2回程度	週1回以上	週1回以上	年4回以上(各2時間程度)	年2回(旧盆、正月前)	
助成額	会議1回につき 2,000 円 上限(年12回)24,000 円	1回につき 3,000 円 上限(年2回)6,000 円	1ヵ月 1名につき 1,000 円 上限(12ヶ月×2名)24,000 円	月 2,000 円 上限(年12回)24,000 円	1回につき 5,000 円 上限(年4回)20,000 円	1回につき 3,000 円 上限(年2回)6,000 円	事業内容により助成金を決定
報告	※年度終了後、翌月以内に報告 地域福祉推進会活動報告書(様式 1-4,1-5,1-6)	※実施後翌月以内 福祉マップ活動報告書 (様式 1-4,1-6 ,2)	※毎月報告 相談記録表(様式 3-1) 相談カード(様式 3-2)	※毎月報告 見守り活動報告書 (様式 4)	※年度終了後、翌月以内 わんぱく事業活動報告書 (様式 1-4,1-6,5)	※実施後翌月以内 助っ人事業活動報告書 (様式 1-4, 1-6,6-2)	※事業終了後翌月以内 地域活動報告書 (様式 1-4, 1-6,7-2)

